

## 意見案第 号

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

法制度上、被害者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、次の事項について早急に実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法制度を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員長  
検事総長  
警察庁長官

各通

北海道議会議長 神戸典臣

# 意見書案

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

我が国では、犯罪件数が年々増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど極めて憂慮すべき状況にあり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者は、事件当事者でありながら刑事司法から除外され、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護や十分な支援制度もなく、社会的に放置され、孤立し、精神的・経済的苦痛を強いられるなど極めて深刻な状況に置かれてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者の権利に関し、一定の前進は図られたが、犯罪被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なものである。

犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度等を確立することは国の責務であり、治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状では、その確立が急務である。

よって国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続において民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成16年10月1日

秋田県議会議長 鈴木 洋 一

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	麻生太郎	様
法務大臣	南野知恵子	様
国家公安委員会委員長	村田吉隆	様
警察庁長官	漆間 巖	様



## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

我が国では、犯罪件数が年々増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど極めて憂慮すべき状況にあり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者は、事件の当事者でありながら刑事司法から除外され、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護や十分な支援制度もなく、精神的・経済的苦痛を強いられるなど極めて深刻な状況に置かれている。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者の権利に関し、一定の前進は図られたが、犯罪被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なものである。

犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度等を確立することは、国の責務であり、治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状では、その確立が急務となっている。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、次の事項について実現するよう強く要請するものである。

### 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続において民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
法務大臣	南	野	知恵子	様
国家公安委員会委員長	村	田	吉隆	様
警察庁長官	漆	間	巖	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様

「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

幸いにして平成16年度の国会において「犯罪被害者等基本法」が制定された。

同法ではその第11条から第23条にわたって犯罪被害者等のために政府及び地方公共団体がなすべき事項が個別詳細に規定されているが、地方公共団体においては未だ実施の運びとなっていないのが現状である。

よって、国においては、犯罪被害者等の実状に鑑み、犯罪被害者等の権利と被害回復制度を確立するため、「犯罪被害者等基本法」の定める個別事項を早急に実現するとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者等のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者等が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者等が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

平成16年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長  
検事総長  
警察庁長官

あて

福島県議会議長 加藤貞夫

### 犯罪被害者等基本法の内容の早期実現を求める意見書

我が国では年々犯罪件数が増加傾向にあり、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っている。こうした中で長い間、犯罪被害者とその家族は事件の当事者であるにも関わらず刑事司法から除外され、また、大きな痛手を受けながらも社会的に放置され、孤立し、正当な援助を受けることもなく精神的、経済的な苦痛を強いられてきた。

この度、犯罪被害者等基本法案が成立したが、その第十一条から第二十三条に定める個別事項の実現は未着手の状態である。よって、国においては、次の点を含め同法の定める事項を早期に実現するよう強く要請する。

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること
  - 二 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること
  - 三 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月二十一日

福島市五老内町三番一号

福島市議会議員 横山 俊 邦

(別記行政庁) 様

## ○「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書

我が国では、依然、犯罪が続発しており、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。加害者・被告人については法制度により人権保障が認められる一方で、犯罪被害者は当事者でありながら刑事司法から除外され、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護や十分な支援制度もなく、社会的に孤立し、精神的、経済的苦痛を強いられるなどの深刻な状況に置かれてきた。

先の国会において「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者とその家族の権利利益が十分に保護される社会の実現に向けた新たな一歩が踏み出された。

同法には、犯罪被害者のために国及び地方公共団体がなすべき事項が規定されているが、これらについての具体的な施策の実施については今後検討されることとなっている。善良な国民の誰もが被害者になり得る現在の犯罪情勢にあつて、被害者を総合的に支援する施策を展開することは喫緊の課題である。

よつて、国においては、下記事項をはじめ、「犯罪被害者等基本法」の定める個別事項を早急に実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度(附帯私訴)を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
財務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長 あて

山形県議会議長 松浦安雄

### ○ 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では近年、犯罪件数が増加しており、その内容も凶悪事件の多発や少年非行の深刻化など極めて憂慮すべき状況にある。このような中で犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく」という平成2年の最高裁判決が示すように、犯罪被害者の権利は軽視されており、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると、著しく公平を失するものである。

国においては「犯罪被害者保護関連二法」の制定、またこのたび国会で「犯罪被害者等基本法」が可決、成立するなど、一定の前進は図られつつあるが、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置はいまだ不十分なままである。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて、犯罪被害者が刑事手続に適切に参加できる制度、犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができる制度など、早急に法整備ならびに制度の確立と充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山形市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

法務大臣

国家公安委員会委員長

警察庁長官



意見書第十二号議案

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

右事件について会議規則第十五条の規定により別紙意見書案を提出します。

平成十六年十月七日

提出者 議員 藤倉 知格

賛成者 議員 渥美 巖 内海 太 小野寺初正

本多祐一朗 横田 有史 百足 健一

菊地 浩

宮城県議会議長 渡辺 和喜 殿

我が国では年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうしたなかで、犯罪被害者とその家族は、犯罪による人的・財産的な被害に加え、社会の無関心や無理解、支援システムの不備による精神的・経済的なダメージ等、二次的な被害を受けている。

平成十二年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述や記録の閲覧等が認められるようになり、また、平成十二年には犯罪被害給付制度が拡充されるなど、一定の前進は見られるものの、犯罪被害者の人権保障や救済措置は、いまだ十分なものとは言えない。

本県では、平成十五年、関係機関の連携による官民一体となった支援体制の確立、被害者支援員の登録制度等を内容とする宮城県犯罪被害者支援条例を議員提案により制定し、地域における犯罪被害者支援に取り組んでいるが、証人への尋問、証拠の提出等の刑事手続への犯罪被害者の参加等については、法制度の確立、改正を待たざるを得ない状況である。

犯罪被害者の権利の確立が不十分である一方、加害者には医療費、食糧費、生活管理費、国選弁護報酬費等の費用を国が負担するなど、加害者の人権保護が際立っていることから、このような不公正な取扱いは早急に是正されなければならない。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図るため、次の事項を早急に実現するよう強く要望する。

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。

二 犯罪被害者が刑事手続に参加できる訴訟参加制度を創設すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県議会議長 渡辺 和喜

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
国家公安委員長  
警察庁長官

あて

## 犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書

我が国においては、近年、犯罪件数が急増しており、その内容も重要凶悪事件の多発や少年非行の深刻化など極めて憂慮すべき状況にある。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護もなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく」という平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者の権利は軽視されている一方、加害者の権利だけが保護される極めて不公正な扱いがなされている。

国においては、「犯罪被害者保護関連法」が制定され、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されるなど、被害者の権利に関わり一定の前進は図られたところであるが、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なまま現在に至っている。犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、速やかに法整備並びに制度の確立を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 9月 日

宮城県築館町議会  
議長 鈴木 守

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
法務大臣 殿

意見案第2号

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書

上記の件について別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成16年9月22日提出

提出者 築館町議会議員 望 月 省 一

賛成者 築館町議会議員 白 鳥 崇 郎

築館町議会議員 鈴 木 一 征

築館町議会議員 千 田 宗 好

築館町議会議員 後 藤 昭 五

築館町議会議員 三 塚 保 夫

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っており、国民の誰もが犯罪被害者となり得る可能性を有している。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受け、ときには好奇と偏見の目にさらされながら、正当な援助を十分受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるなど、一定の前進はみられたものの、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など、犯罪被害者の多くが望んでいる重要な権利が認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いられている。

以上のことは、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を欠いたものであり、早急に是正されなければならない。

よって、群馬県議会は、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、下記の項目を早急実現する事を強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
  - 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
  - 3 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10年13日

群馬県議会議長 矢口 昇

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
国家公安委員会委員長		
検事総長		
警察庁長官		

番号	第921号	議決年月日	平成16年06月14日
議決結果	可決		

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成十二年に、犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など、犯罪被害者及び家族には関与手段が認められていない。

また、被害者が加害者に損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、犯罪被害者及び家族に対し、犯罪による直接的被害に加え、更に多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害者回復制度等の確立のため、左記の事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 二 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 三 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月十四日

栃木県議会議長 平池 秀光

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣           あて

国家公安委員会委員長

警察庁長官

衆・参両議院議長

閉じる